

経済要録

国内

◆「銀行法等の一部を改正する法律」の成立

11月2日、参議院本会議において、「銀行法等の一部を改正する法律」が可決され、成立した(11月9日公布。その概要については、『日本銀行調査月報』2001年5月号「経済要録」参照)。

◆日本銀行、「歳入金の電子的納付について」を公表

日本銀行は、11月2日、「歳入金の電子的納付について」を公表した。その概要は以下のとおり。

平成13年11月2日
日本銀行

歳入金等の電子的納付について

日本銀行では、国民の皆さんが、税金や行政手数料などのお金(歳入金等)を納付する際の利便性の向上と、関係諸機関における事務の効率化を図るため、関係諸機関とともに、かねて電子的な納付方法を検討してきましたが、このたび、平成15年度内実現を目指し、「マルチペイメントネットワーク」^(注)の活用を前提として、この電子的納付の具体化作業を進めることとしました。

(注) マルチペイメントネットワークとは、金融機関が収納する公共料金、地方公金、国庫金等に関するデー

タを電子的に授受・処理するネットワークです。金融機関や公共料金収納機関等により昨年からの検討が進められ、先月から部分的な運用が始まっています。今後収納料金の範囲等の拡大が見込まれています。

1. 電子的納付とは

- 納付者がパソコンや携帯電話等を使い、金融機関にある自分の口座から資金を引落とし、その資金を国に納付することができるようになります。これにより、納付者は、金融機関に出向いたり、窓口で順番待ちをする必要がなくなります。また、深夜など金融機関の窓口が閉まっている時間帯に納付することが可能となります。

このほか、ATMでも納付できるようになります。最近では、24時間稼働のATMが増えており、これを利用すれば、パソコンを使う場合と同様、深夜の納付も可能となります。^(注)

(注) 前提として個別金融機関の対応が必要であることはいうまでもありません。

- 現在検討を進めている仕組みは、納付者が、インターネットバンキング等の端末に、自分の納付番号・確認番号^(注)を入力すると、直ちに、国から、納付すべき金額などが返信され、次に、納付者がこうした納付金額などを確認した旨を入力すると、上記の引落としと納付がなされるというものです。

(注) 納付番号は、国から納付者に対し、歳入金の納付1件毎に予め伝達される番号です。また、確認番号は、納付番号と同時に伝達されるもの

で、これも納付1件毎に決められます。納付番号だけを入力すればよいこととすると、他人の分を納付してしまったり、他人の納付に関する情報を覗き見ることができたりすることが起こり得ますので、こうした誤りや不正を防ぐために設けるものです。

2. 金融機関等における電子的事務処理について

- 金融機関は、日本銀行の代理店として納付者から歳入金等を受入れ、取扱官庁に対しては歳入金等を領収した旨を通知し、日本銀行に対しては国庫金（政府預金）の計算整理用のデータを送付することとなります。現在、紙ベースで行っているこうした通知等も、今回の計画では、電子的に処理することとしており、その媒体には、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が構築・運営するマルチペイメントネットワークを用いる予定です。

3. マルチペイメントネットワークの活用について

- (1) 日本銀行がマルチペイメントネットワークを活用しようとする理由は、次のとおりです。

(a) コストの圧縮

マルチペイメントネットワークは、システマ的には、地方税や地方行政手数料等の地方公金、電気料金・ガス料金等の公共料金など、幅広く電子的な収納に対応し得るように準備が進められています。従って、歳入金等を、地方公金や公共料金と同様の方式で収納するよう、事務を共通化・標準化したうえで、同ネットワークに相乗りすれば、歳入金等の収納のための専用のネットワークを用意する場合に比べて、コスト

を低く抑えられることが期待できます。こうした収納コストの節減効果は、税負担の軽減を通じて国民に還元されることとなります。

(b) セキュリティの確保

マルチペイメントネットワークでは、データ侵害等に対しても十分な対策を講ずる枠組が整っているとの評価を外部専門家等から得ています。

(c) 運行の安定性

日本マルチペイメントネットワーク運営機構が、歳入金等の収納事務を担う金融機関によって構成されていることから、滞りなくネットワークが運行されるものと期待できます。

- (2) 日本銀行が今後、マルチペイメントネットワークの利用を前提とした歳入金等の電子的納付の具体化作業を進めていく上では、次の点が不可欠と考えています。

- (a) マルチペイメントネットワークの安全かつ安定的な運行が確保されること。

- (b) 関係者間で契約等が適切に整えられること（法令整備も必要）。

- (c) 関係者間で適切なコスト分担が図られること。

◆郵政事業の公社化に関する研究会、「中間報告骨子案」を公表

郵政事業の公社化に関する研究会（総務大臣

の研究会)は、11月13日、平成15年中に設立を予定している郵政公社のあり方についての「中間報告骨子案」を公表した。

◆平成13年度一般会計補正予算の成立

11月16日、参議院本会議において、平成13年度一般会計補正予算が可決され、成立した。その概要は以下のとおり。

平成13年度補正予算の骨格

(単位:億円)

歳 出		歳 入	
[改革先行プログラム関係]			
1. 雇用・中小企業等セーフティネット充実対策費	8,012	1. 税収	▲ 11,020
(1) 雇用対策費	5,501		
(2) 中小企業等対策費	2,511	2. 税外収入	220
2. 緊急構造改革加速施策対策費	1,989		
(1) 電子政府実現促進対策費	470	3. 公債金収入	16,820
(2) 学校情報化促進対策費	295		
(3) 保育所・放課後児童受入体制整備対策費	210		
(4) 廃棄物処理施設緊急整備対策費	445		
(5) 地域経済再生イノベーション・新産業創出対策費	469		
(6) 都市再生等PFI推進対策費	100		
(小計)	10,000)		
[その他]			
3. 緊急テロ等対策費	499	4. 前年度剰余金受入	4,589
4. 牛海綿状脳症対策費	265	(1) 財政法6条剰余金	2,382
5. 災害対策費	3,139	(2) 地方交付税分	2,207
6. 地方交付税交付金	2,598		
(1) 前年度剰余金受入見合	2,207		
(2) 臨時財政対策のための特例加算	391		
7. 義務的経費の追加	8,311		
8. 都市基盤整備公団補給金等	955		
9. 厚生保険特別会計へ繰入	2,469		
10. その他の経費	1,717		
[追加歳出計]	29,955]		
11. 既定経費の節減	▲ 11,574		
12. 地方交付税交付金の減額	▲ 3,772		
13. 公共事業等予備費の減額	▲ 3,000		
14. 予備費の減額	▲ 1,000		
歳出計	10,610	歳入計	10,610

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、11月16日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会

合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢

に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、11月19日に公表したほか、10月11日、12日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを11月21日に公表した。

記

日本銀行当座預金残高が6兆円を上回ることを目標として、潤沢な資金供給を行う。

(別添)

平成13年11月16日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(賛成多数)。

日本銀行当座預金残高が6兆円を上回ることを目標として、潤沢な資金供給を行う。

◆「商法等の一部を改正する法律」の成立

11月21日、参議院本会議において、「商法等の一部を改正する法律」が可決され、成立した(11月28日公布)。同法律には、ストック・オプション制度の改善、株主総会のIT化等に関する内容が盛り込まれている。

◆「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の成立

11月21日、参議院本会議において、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」が可決され、成立した(その概要については、『日本銀行調査月報』2001年11月号「経済要録」参照)。

◆外国中央銀行等が振込国債を引渡す取引にかかるRTGS化の実施日について

日本銀行は、11月22日、外国中央銀行等が振込国債を引渡す取引にかかるRTGS化の実施日について、下記のとおり公表した。

記

日本銀行では、国債決済のRTGS化に関する追加措置(平成13年4月24日付「国債決済のRTGS化に関する追加措置等の実施スケジュールについて」1.に掲げるものをいいます。)の実現に向けて、所要の準備作業を進めておりますが、今般、当該追加措置のうち、外国中央銀行等(日本銀行が国債の保護預りを行う外国中央銀行等をいいます。)が振込国債を引渡す取引(当日中に受入れた振込国債を引渡す取引を除きます。)に関する措置の実施日を平成13年12月11日とすることとしましたので、お知らせします。

◆金融庁、福岡シティ銀行、九州銀行、和歌山銀行の公的資本増強申請を承認

金融庁は、11月26日、いわゆる金融機能早

期健全化法に基づく福岡シティ銀行、九州銀行、和歌山銀行の公的資本増強申請を承認した。なお、同日、各行の経営健全化計画が併せて公表された。

◆日本銀行、第3回決済システムフォーラムの議事の概要を公表

日本銀行は、11月26日、去る11月21日に開催した第3回決済システムフォーラムの議事の概要を公表した。その内容は以下のとおり。

平成13年11月26日
日本銀行

第3回決済システムフォーラムの議事の概要

I. 各決済システムの非常時対応

1. 米国同時多発テロ事件が決済システムに与えた影響（事務局説明）

(1) テロによる直接的な被害

- ニューヨークでは、9/11日の同時多発テロにより、ワールドトレード・センター内のツインタワーが崩落し、周辺ビルも崩壊・破損。この結果、死亡者・行方不明者は数千名に達すると言われ、数百社のオフィスも消滅。

また、マンハッタン南部地域（ダウントウン）へ避難勧告が出されたほか、同地域における通信回線が破損・途絶。さらに、ニューヨーク地域全般における通信回線接続が一時困難化した。

(2) 決済システム、清算機関、取引所、金融機関等の対応（決済関係業務）

(a) 決済システム

- ・ Fedwire（FRB運営の銀行間資金決済・国債決済システム）やCHIPS（民間の銀行間資金決済システム）、DTCC（民間の株式、社債等決済システム）、GSCC（国債の清算機関）等の決済システムでは、必要に応じてバックアップオフィスへの移動、バックアップシステムへの移行などの対応をとり、決済・清算業務を継続。

(b) 証券取引所（ニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所、NASDAQ）

- ・ 避難勧告の発出に加え通信回線の途絶から、事件後、4日間に亘り取引所を閉鎖。

(c) 金融機関等

- ・ 一部の金融機関は、ホストコンピュータに直接的な被害を受け、バックアップシステムを立上げ。また、一部には、ホストコンピュータやバックアップシステムの接続する通信回線の不調から、決済の遅延や新規取引の停止を余儀なくされる例がみられた。

(3) 金融・資本市場の動き

- 株式市場は、上述の取引所の閉鎖に伴い取引を一時停止。9/17日、再開。また、短期金融市場、債券市場、外為市場では、市場流動性が一時大きく低下した。

(4) 中央銀行（FRB）による措置

- 「FRBは（通常通り）開いており、稼働していること、所要の流動性に見合うよ

う貸出窓口の利用が可能であること」を内容とするステートメントを公表。そのうえで、金融調節による市場への流動性供給、貸出窓口の弾力的運用、Fedwire の稼働時間延長、現金需要増への対応等の措置や金融緩和策を講じた。

(5) これまでの経験を踏まえて

○ 決済システムの運営者としては、健全な経済活動を維持するため、決済の円滑と市場の安定確保に万全を期すことが重要。こうした対応を可能とするためには、今回の経験を踏まえると、通常時から次のような点に留意しておくことが望ましい。

○ コンティンジェンシープランを整備して、緊急時における情報収集・意思決定体制を明確化するとともに、被災時における対応要員・対応業務を特定し、定期的な訓練を行うことが必要と考えられる。また、電話、インターネット等通信手段の多様化、最新鋭化を図ることも重要。

さらに、基幹システムについて、回線、電力等の二重化を図ること、基幹システム、基幹データ保管、基幹業務の運営サイトについてバックアップを用意すること、主要利用先との間でホストコンピュータ、バックアップシステムの多様な組合せについて接続テストを行うことなどが重要と考えられる。

2. 民間決済システムの非常時対応（各出席者からの説明）

○ 各出席者から、自らが運営する民間決済システムの非常時対応について、コンティン

ジェンシープランの内容、バックアップセンターの現状、セキュリティ対策の整備状況および参加者への連絡体制等に関する説明があった。また、実際に米国同時多発テロ事件の対応に当たった出席者からは、発生時の具体的な施策やそうした経験を踏まえた留意点について説明があった。

3. 出席者からの発言要旨

○ 今回の米国同時多発テロ事件では、非常時における決済システムの円滑な運行の重要性が改めて認識されたのではないかと。例えば、フェイルが増加した一部証券市場では、円滑な決済が不安視された結果、当該市場の流動性が一時低下する事態が生じた。こうした点をみても、決済機能の維持は非常に重要であると言える。

○ 決済システムの円滑な運行という観点からすると、米国同時多発テロ事件については、様々な対策を講じてもおおダメージを被ったという点で反省すべき部分もあるが、全体としては、関係者の多大な努力によって早期に正常化に向かったという評価が可能なのではないか。

○ その点について、実際に対応に当たった個別金融機関の経験から言うと、現地行員のモラルに依る部分が大きかった。本邦サイドでは、現地との情報窓口を一元化することにより現地の負担を軽減するよう努力した。

○ 決済システムの運営者にとって、非常時には利用先との連絡手段の確保も重要であ

る。10年前であれば、自動車電話の利用などが有効と言われていたが、今日では電子メールがひとつの有効な手段となり得るのではないかとみている。また、システムの稼働状況など一般的な情報発信を行う際には、ホームページを活用することが考えられると思う。

II. 決済システムにおける情報セキュリティ

1. 日本銀行金融研究所・岩下調査役からの説明

(1) 情報セキュリティ技術

○ 情報セキュリティとは、機密情報の漏洩、情報の偽造や不正利用などを防止し、情報の安全性・信頼性を確保すること。具体的には、機密性、完全性、可用性の観点からの情報の保護を意味する。

○ このような情報セキュリティを確保するための技術の基本となるものが「暗号技術」。

(2) 金融業界と情報セキュリティ

○ 欧米諸国においては、従来から、金融業界は情報セキュリティ技術の最大のユーザーと位置付けられていた。

一方、わが国では、金融機関や決済システムにとって、情報セキュリティ技術や暗号技術が重要という認識は少なかったのが実情。

従来のわが国における決済システムの構造は、コンピュータ・システムを外部から物理的に隔離することにより安全性を確保するというもの。また、情報セキュリティ対策としては、専用回線等による物理的なアクセス制御、バックアップ手段の充実などが中心であり、暗号技術は補完的位置付

けにあった。

○ もっとも、インターネットの普及に伴い、金融ネットワークがオープン化する方向へ環境が大きく変化。

すなわち、金融機関間取引の分野では、情報通信技術の急速な進歩と取引のグローバル化を受けて、複数の決済システムがリンクする取引が増加。また、対顧客取引の分野でも、インターネットの発達に伴い、顧客が決済システムへの接続を希望。

この結果、オープン・ネットワークの利用を前提に、金融機関のセキュリティ対策の再考が必要となってきた。

○ こうしたなかで、わが国の金融機関においても、暗号、電子認証、ICカード等の情報セキュリティ技術を実務に利用する動きが拡大し、それとともにこのような技術の重要性が増加。

(3) 情報セキュリティ技術の代表例

- ・ 日銀ネットにおける国債MAC
- ・ 暗号アルゴリズム（共通鍵方式と公開鍵方式）

(4) 金融分野における情報セキュリティ技術の国際標準化活動

○ 国際標準化機構・金融専門委員会（ISO/TC68）では、銀行業務、証券業務に利用される情報技術を対象とする国際標準を策定しており、その国内事務局を日本銀行が担当。ISO/TC68は、暗証番号の暗号化等の実務的な国際標準の策定を進めるほか、DES暗号の強度低下に対応した提言を行

うなど、金融分野における情報セキュリティ技術の利用に関する国際的な検討の場として機能。

(5) 適切な情報セキュリティ技術を選択することの重要性

- 上記のような環境の下では、採用した情報セキュリティ技術が金融機関の業務の安全性を左右。こうした安全性が十分に確保できない場合には、業務の停滞や金銭的被害といった直接的な影響にとどまらず、レピュテーションリスクやリーガルリスクを負うなど経営面でのダメージを被ることにも繋がる。
- わが国の金融機関が信頼できる情報セキュリティ技術を見極め、適切に選択していくためには、(a) 情報セキュリティ技術の安全性評価、(b) 第三者機関によるセキュリティ評価・認定を活用していくことが考えられる。こうした面での具体的な動きとしては、(a) については、総務省及び経済産業省が情報セキュリティの推進を図る観点から「暗号技術検討会」を開催して電子政府に利用される暗号技術の評価を進めているほか、(b) については、第三者機関による評価・認定スキームである ISO15408、BS7799 が利用され始めている。

2. 出席者からの発言要旨

- 情報セキュリティに関しては、金融機関として、受け身で対応するだけではなく、ビジネスチャンスと捉えて前向きに進めていこうという動きがある。銀行による民間企業のための電子認証プロジェクトはその一例であり、このプロジェクトが実現すれ

ば、銀行が民間企業に対して電子証明書を発行することにより、発行を受けた企業間でインターネットにおける取引を安全に行うことが可能となる。

◆証券税制の見直しに関する法律の成立

11月26日、参議院本会議において、証券税制の見直しに関する法律（「租税特別措置法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する法律」）が可決され、成立した（いずれも11月30日公布）。このうち、「租税特別措置法等の一部を改正する法律」の概要は、以下のとおり。

租税特別措置法等の一部を改正する法律の概要

国民が安心して参加できる透明性・公平性の高い証券市場の構築に資する観点から、株式譲渡益課税について、申告分離課税の見直しを行うとともに、緊急かつ異例の措置として、『緊急投資優遇措置』を講ずることとし、次のとおり改正を行う。

I. 申告分離課税の見直し（平成15年実施）

1. 申告分離課税への一本化

源泉分離選択課税は、平成14年12月31日をもって廃止する。

2. 上場株式等に係る申告分離課税の税率の引下げ

平成15年1月1日以後に上場株式等^(注1)を譲渡した場合の税率を、現行の20%（個人住民税含め26%）から15%（個人住民税含め

20%)に引き下げる。

3. 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度の創設

平成15年1月1日以後に上場株式等^(注1)を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を認める。

※ 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等に係る取得費の特例の創設

平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間に譲渡をした上場株式等^(注1)で平成13年9月30日以前に取得したものの取得費については、選択により、平成13年10月1日における価額の80%相当額とすることができる。

(注1) 上記の「上場株式等」には、証券取引所に上場されている株式・優先出資証券・転換社債、店頭登録売買銘柄として登録された株式、上場型株式投資信託(ETF)の受益証券、上場不動産投資法人(Jリート)の投資証券などが含まれます。

II. 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例

1. 暫定税率の特例の創設

平成15年から平成17年までの間に1年超保有の上場株式等を譲渡した場合の税率を、上記(15%)にかかわらず、7%(個人住民税含め10%)とする。

(注) 暫定税率の適用がある場合には、新規公開株式に係る課税の特例の適用を停止する。

2. 100万円特別控除の特例の延長

長期(1年超)保有上場特定株式等^(注2)の譲渡所得に係る100万円特別控除の特例について、その適用期限を平成17年12月31日

で延長する。

(注2) 上記の上場特定株式等は、証券取引所に上場されている株式及び優先出資証券、店頭登録売買銘柄として登録された株式、上場型株式投資信託(ETF)の受益証券、上場不動産投資法人(Jリート)の投資証券に限られます。

III. 緊急投資優遇措置

個人が、平成13年11月30日(改正規定の施行の日)から平成14年12月31日までの間に購入した上場株式等^(注3)を、平成17年から平成19年までの3年間に譲渡した場合において、その購入額の合計額が1,000万円に達するまでのものに係る譲渡益については、一定の要件の下、非課税とする。

(注3) この緊急投資優遇措置の対象となる上場株式等には、証券取引所に上場されている株式・優先出資証券・転換社債、店頭登録売買銘柄として登録された株式、上場型株式投資信託(ETF)の受益証券、上場不動産投資法人(Jリート)の投資証券などが含まれます。

◆金融審議会金融分科会第一部会、「投資信託目論見書の記載内容の改善についての考え方」を公表

金融審議会金融分科会第一部会は、11月29日、「投資信託目論見書の記載内容の改善についての考え方」と題する報告書を公表した。同報告書には、投資信託の目論見書(有価証券の募集または売出し等のために、その相手方に提供する当該有価証券の発行者の企業内容等に関する事項を説明し直接投資家に交付される文書)について、投資家にとってよりわかりやすいものとするための改善方法などが盛り込まれている。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

(別添)

日本銀行は、11月29日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。

平成13年11月29日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

記

日本銀行当座預金残高が6兆円を上回ることを目標として、潤沢な資金供給を行う。

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

日本銀行当座預金残高が6兆円を上回ることを目標として、潤沢な資金供給を行う。

◆現行金利一覧

(13年12月14日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	()内 前回水準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付利率)	0.10	13. 9. 19	(0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3. 28	(1.500)
長期プライムレート	1.85	13. 12. 11	(1.65)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(13年12月14日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<12月債> <u>1.311</u>	<11月債> 1.296
	表面利率 (%)	1.4	1.4
	発行価格 (円)	<u>100.78</u>	100.92
政府短期証券	応募者利回り (%)	(13年12月10日発行分〜) <u>0.0353</u>	(13年12月3日発行分〜) <u>0.0210</u>
	発行価格 (円)	<u>99.9911</u>	<u>99.9947</u>
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<12月債> <u>1.400</u>	<11月債> 1.385
	表面利率 (%)	<u>1.4</u>	1.3
	発行価格 (円)	<u>100.00</u>	99.25
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<12月債> <u>1.405</u>	<11月債> 1.391
	表面利率 (%)	<u>1.4</u>	1.3
	発行価格 (円)	<u>99.95</u>	99.20
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	<12月債> <u>0.950</u>	<11月債> 0.750
	表面利率 (%)	<u>0.95</u>	0.75
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	<12月後半債> 0.150	<12月前半債> <u>0.150</u>
	同税引後 (%)	0.130	<u>0.130</u>
	割引率 (%)	0.14	<u>0.14</u>
	発行価格 (円)	99.85	<u>99.85</u>

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆ジョイント・フォーラム、銀行・証券・保険の比較調査に関するレポートを公表

バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）の代表者からなる「ジョイント・フォーラム」は、11月7日、銀行・証券・保険の比較調査に関する2本のレポート（原題：Risk Management Practices and Regulatory Capital および Core Principles）を公表した（プレス・リリースの仮訳は、『日本銀行調査月報』2001年12月号参照）。

◆BIS支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構専門委員会、「証券決済システムのための勧告」を公表

BIS支払・決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会は、11月12日、「証券決済システムのための勧告」（原題：Recommendations for securities settlement systems）を公表した（プレス・リリースの仮訳については、『日本銀行調査月報』2001年12月号参照。プレス・リリースおよび報告書本文の仮訳は、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載されている）。